

# 後期高齢者医療制度のお知らせ

## ～制度の見直しについて～

### ■均等割の軽減割合および所得判定基準が見直しされました

保険料均等割軽減の割合および所得判定基準が、次のとおり見直しされました。

#### ●令和2年度

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合
33万円（かつ、被保険者全員が所得0円） ※年金収入のみの場合、受給額80万円以下	7割軽減
33万円	7.75割軽減
33万円 + (28万5,000円 × 世帯の被保険者数)	5割軽減
33万円 + (52万円 × 世帯の被保険者数)	2割軽減



#### ●令和3年度

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合
43万円 + 10万円 × (給与所得者(※)等の数 - 1)	7割軽減
43万円 + (28万5,000円 × 世帯の被保険者数) + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)	5割軽減
43万円 + (52万円 × 世帯の被保険者数) + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)	2割軽減

※「給与所得者」とは、次のいずれかに該当する方です。

- ・給与等の収入金額が55万円を超える方
- ・公的年金の収入金額が65歳未満で60万円、65歳以上で125万円を超える方

### ■保険料の計算方法(令和3年度)

保険料は、被保険者全員が等しく負担する「均等割額」と、前年の所得に応じて負担する「所得割額」の合計で計算します。

普通徴収の方は7月、特別徴収の方は8月に個別に保険料をお知らせします。



1年間の保険料 【限度額64万円】 (100円未満切り捨て)	=	「均等割額」 【1人当たりの額】 52,048円	+	「所得割額」 【被保険者本人の所得に応じた額】 (令和2年中の所得 - 最大43万円) × 10.98%
--------------------------------------	---	--------------------------------	---	--

※ 年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します。

※ 所得とは、前年の「収入」から必要経費（公的年金等控除や給与所得控除額など）を引いたものです。

※ 前年の所得金額により、控除額（43万円）が異なる場合があります。

#### 【問合わせ先】

★北海道後期高齢者医療広域連合

〒060-0062 札幌市中央区南2条西14丁目国保会館6階

電話 011-290-5601

★役場 住民生活課 医療年金係

電話 73-2011 (内線136)